

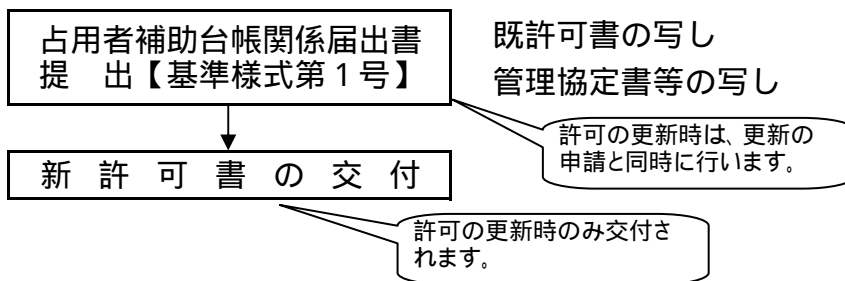
占有者補助台帳制度への切替に伴う手続きについて

本制度への切替えについては、下記とおり届出等が必要となりますので、所定の手続きをされますよう、お願いいたします。

記

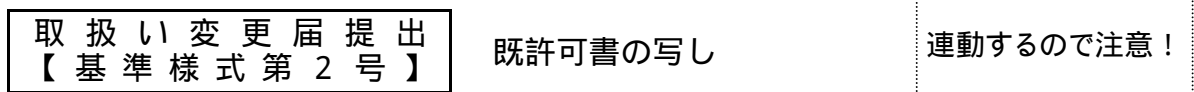
1. 許可を継続する場合

共有財産の管路を持つ占有者で幹事事業者となる場合
管路のスペースを他者へ提供している場合
ケーブル芯線を他者へ譲渡して使用させている場合



2. 許可を終了する場合

共有財産の管路を持つ占有者で幹事事業者とならない場合
ケーブルを賃借している場合
ケーブルの芯線の譲渡を受けて使用している場合
ケーブルの芯線を賃借している場合



3. 知事が処分を行う案件について

知事が処分を行っている（行う）案件については、建設局河川部指導調整課へ直接届け出てください。

4. 新規の占有許可と同時に適用を受けるとき

新規の占有許可と同時に本制度の適用を受けるときは、河川法に基づく占有許可申請と同時に、「占有者補助台帳関係届出書」を提出してください。

なお、この場合における知事が処分を行う案件については、従来どおり建設事務所へ「知事宛て」の届出書を提出してください。